

別表 1

補助対象事業	事業実施主体が海外で開催される展示会等に参加し、現地取引を開拓する取組。	
事業実施主体	別に定める要件を満たす団体等。	
補助対象経費	旅費、輸送費、通訳雇用費、出展費、販促媒体作成費、その他経費。ただし、一般消費者への販売を伴わないものとする。	
補助上限額	250万円	
補助率	定額 (10/10)	
補助対象事業要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産材を使用した自社製品の海外販路を開拓する取組であること。</li> <li>・ 参加する展示会等が開催される国・地域への県産材製品の輸出が可能であること。</li> <li>・ 参加する展示会等は主催者が参加者を募集する形式により開催され、かつ当該展示会等の主催者と補助金の交付申請者が別であること。</li> <li>・ 海外展示会等に出展後、県等が開催する成果報告会において、県内の木材関連事業者にその成果を報告すること。</li> <li>・ 補助対象となった展示会等について、宮城県が行う広報等に協力するよう努めること。</li> </ul>	
補助対象経費内訳 ※	旅費	<p>渡航費：日本から補助事業を遂行する場所までの航空賃、空港利用税 その他これらの費用往復分を対象とする。 ※エコノミークラス利用に限る。 ※1回の出張につき1往復分のみ。申請者の役員又は従業員2名分のみを対象とする。</p> <p>宿泊費：国内前泊費及び海外現地での宿泊費 交通費：国内出発地と空港間の移動費用（高速料金を含む）、駐車料金及び海外現地での移動に係る交通費</p>
	輸送費	製品サンプル、展示物、パンフレット等の輸送費（国内、現地）、通関費用、検査費用等を対象とする。
	通訳雇用費	海外現地での通訳員雇用費及び通訳業務に付随する旅費（渡航費・宿泊費・海外現地での交通費等）。 ※同一業務時間中は1名のみを対象とする。
	出展費	出展料、展示スペース借料、展示スペースまでの電気などの工事費、レンタル備品費、保険料（盗難、賠償保険、会場保険等）、原産地証明発行手数料等
	販促媒体作成費	海外販路開拓を目的として使用する販促媒体（商談用資料、印刷物、プロモーション動画作成等）に係る経費（印刷費、委託料、翻訳料等含む） 販促媒体のうち、ノベルティ製作に係る費用は補助対象外とする。
	その他経費	現地通信費：海外用Wi-Fiルーターレンタル料等 ※1事業者につき1台まで

※国内取引に係る消費税及び地方消費税並びに還付を受けた海外の付加価値税を除く。

※補助事業実施のために必要な経費のみを補助対象とする。